

令和8年度ボートレース下関開催業務に係る物品の通送等業務の見積合せにおける注意事項

1. 参加者の資格

- (1) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「運送・旅行」の「貨物運送」に登載されていること。
- (2) 見積合せの期日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日 施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

2. 見積書の提出方法

ボートレース事業課へ持参、郵送またはファクシミリによるものとする。ファクシミリによる見積書の提出により、落札した場合は、落札決定後速やかに見積書の原本を提出すること。

原則として、一度提出した見積書の差し替え、変更及び取消しは認めないものとする。

3. 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一の者により提出された2通以上の見積書全部
- (3) 見積者が明瞭でないもの又は見積価格を判読することができないもの
- (4) 記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- (5) 金額を訂正したもの
- (6) 記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用して記入されたもの
- (7) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭なもの
- (8) 記載事項に不備があるもの

- (9) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (10) 見積りに関し、妨害又は不正の行為を行ったと認められるもの
- (11) 受任者を設けている場合において、受任者でない者が見積もつたもの
- (12) 前各号のほか、仕様の条件に合わないもの

4. 契約の相手方の決定

本件は随意契約による複数単価契約であるため、予定価格及び各見積単価に予定数量を乗じて得た額の合計額（推定年間総金額）を元に、経済的に有利になる者を候補者とし、契約を締結するものとする。

なお、契約に当たっては全ての項目の見積単価が予定価格の範囲内に収まっている必要があるため、契約の相手方の決定に際して減価交渉をする場合がある。